

平成 27 年 12 月 14 日

係争に関する途中経過のご報告

原告側辰巳菱機が被告側アステックスに対して提起した東京地方裁判所平成 25 年(り)第 30375 号特許権侵害差止、損害賠償請求事件について、東京地方裁判所は、平成 27 年 9 月 17 日に、「被告は原告に対し、平成 27 年 10 月 31 日までに、金 2000 万円を支払べし」との勧告をし、和解が成立した。

これは、裁判所が、原告特許権に対する被告の侵害を認め、和解で解決することを適切とし、勧告したものであった。その上で、裁判書は、和解金額及びその支払時期について、被告の支払可能 性を調整・考慮したものであった。原告は、裁判所の勧告であるから、これに応じ、被告も、これを納得して和解に応じた。

しかるに、被告アステックス社は、平成 27 年 10 月 31 日の期日を 経過して現在に至るまで 1 円の支払もしない。

これは、公的な約定に反し、かつ社会的にも誠意を欠くものである。

したがって、原告辰巳菱機は、確定判決と同一の効力を有する 和解調書に基づき、被告の有する不動産、動産、債権(預金、売掛 金他)などの財産に対して強制執行を行わざるを得ず、また現在行 いつつある。

各位におかれましても、事案及び原告の立場を御理解して対処いただきたい。

以上、宜しくお願い申し上げます。

株式会社 辰巳菱機

代表取締役 近藤豊嗣

平成27年11月6日

関係各位

株式会社 辰巳菱機

お知らせ

弊社の(株)アステックスに対する低圧負荷試験装置特許権
(特許第3718875号)の侵害訴訟(東京地裁平成25年(ワ)第
30375号)は、平成27年9月17日付で(株)アステックスが弊社
に対して和解金として2000万円を支払う内容で和解が成立しまし
た。

しかしながら、(株)アステックスは期日までに和解金を支払わず裁判上
の和解に基づく義務を履行していない状態です。

弊社としましては、(株)アステックスに対する差押え等、強制執行の準
備をしているところですので、その旨お知らせ致します。

以 上

平成27年6月23日

関係各位

株式会社 辰巳菱機

お知らせ

弊社の(株)アステックスに対する低圧負荷試験装置特許権(特許第3718875号)の侵害訴訟(東京地裁(7)第30375号事件)は、大詰めを迎え、現在、裁判所で次のような審理がなされています。

- 1 裁判所は、アステックス社の特許侵害を認め、アステックス社による当社特許の無効の主張をしりぞけています。
- 2 アステックス社が当社に支払うべき損害賠償額について、話し合いが進められています。

以上

平成27年3月2日

関係各位

株式会社 辰巳菱機

お知らせ

弊社は、株式会社アステックスに対し、弊社が保有する下記特許権を侵害したとして、高圧負荷抵抗器の製造、販売、賃貸等の差し止めと損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴いたしましたので、ご報告致します（東京地方裁判所平成27年（ワ）第5542号 特許権侵害差止等請求事件）。

＜本件特許権の表示＞

特許第3718874号

発明の名称「発電機通電試験用負荷抵抗器」

訴訟結果につきましては、確定しましたら改めてご報告する予定です。

平成 26 年 6 月 24 日

関係各位

株式会社 辰巳菱機

お知らせ

弊社は、株式会社アステックスに対し、東京地方裁判所に、弊社所有の次の特許権(以下、「本件特許権」または「本件特許発明」)をアステックス社の製造販売になる負荷抵抗器が抵触しているとして、平成 25 年 11 月 18 日に提訴いたしました(東京地裁平成 25 年(仮)第 30375 号事件)(以下、「本訴」)。

<本件特許権の表示>

特許第 371887 号

発明の名称「発電機通電試験用簡易型負荷抵抗器」

平成 26 年 6 月 23 日の期日で、裁判所より本訴の見解を示されましたのでお知らせいたします。

裁判所が弊社の主張を認めたことにより、アステックス社製品は、本件特許発明を侵害したことを見逃さず示されました。

また、本件特許権には、アステックス社が主張するような無効原因がないとされました。今後、本訴ではアステックス社の侵害行為によって弊社のこうむった損害額の主張・立証に進みます。

以上のとおりですので、各位におかれましては、本件特許権侵害の製品の使用を控えられるよう申し上げます。

特許侵害品の使用は、やはり特許侵害となり、使用停止、損害賠償請求の対象となります。